

農林土木工事特記仕様書（令和6年4月5日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書平成28年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」に対する【変更】、及び【追加】仕様事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」の「第1編共通編」において、「7日以内」、「5日以内」、「7日まで」とあるのは「土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内」と、「翌月5日」とあるのは「翌月10日」と、それぞれ読み替えるものとする。また、「1-1-1-5 施工計画書」において、「請負対象金額」とあるのは「当初請負対象金額」に、「1-1-1-14 土木施工管理技術検定制度等の活用」において、「1. 当初請負対象金額4,500万円以上9,000万円未満の土木一式工事」とあるのは「1. 当初請負対象金額4,500万円以上9,000万円未満の土木一式工事又は舗装工事」に、「2. 当初請負対象金額9,000万円以上の土木一式工事」とあるのは「2. 当初請負対象金額9,000万円以上の土木一式工事又は舗装工事」に、「建設機械施工」とあるのは「建設機械施工管理」に、「農業土木」とあるのは「農業土木又は農業農村工学」に、「1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等 4. 低入札技術者」において、「主任技術者又は監理技術者」とあるのは「主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐」に、「1-1-1-34 工事関係者に対する措置要求」において、「主任技術者（監理技術者）」とあるのは「主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐」に、「1-1-1-35 工事中の安全確保」において、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）」とあるのは、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官、令和2年3月25日）」に、「建設事務次官通達、平成5年1月12日」とあるのは「国土交通省告示第496号」に、「2-1-3-1 県内産資材の原則使用」において、「請負代金額」とあるのは「当初請負代金額」と読み替えるものとする。

「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」において、「約款第21条」とあるのは「約款第22条」と、「第21条」とあるのは「第22条」と、「約款第22条第1項」とあるのは「約款第23条第1項」と、「約款第23条」とあるのは「約款第24条」と、「約款第23条第2項」とあるのは「約款第24条第2項」と、「約款第26条」とあるのは「約款第27条」と、「約款第28条」とあるのは「約款第29条」と、「約款第29条」とあるのは「約款第30条」と、「約款第29条第1項」とあるのは「約款第30条第1項」と、「約款第29条第2項」とあるのは「約款第30条第2項」と、「約款第31条」とあるのは「約款第32条」と、「約款第31条第2項」とあるのは「約款第32条第2項」と、「約款第33条」とあるのは「約款第34条」と、「約款第34条」とあるのは「約款第35条」と、「約款第37条」とあるのは「約款第38条」と、「約款第37条第2項」とあるのは「約款第38条第2項」と、「約款第37条第3項」とあるのは「約款第38条第3項」と、「約款第38条第1項」とあるのは「約款第39条第1項」と、「約款第41条第2項」とあるのは「約款第54条」と、「第43条第2項」とあるのは「第44条第3号」とそれぞれ読み替えるものとする。

(適用工事)【変更】

1-1-1-1 適用工事

徳島県農林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県農林水産部、各総合県民局農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

(用語の定義)【変更】

1-1-1-2 用語の定義

21. 連絡

連絡とは、監督員と受注者又は現場代理人の間で、約款第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの手段により互いに知らせることをいう。

24. 書面

書面とは、紙及び電磁的記録に記載された事項を表示したものをいう。

(施工計画書)【変更】

1-1-1-5 施工計画書

1. 一般事項

受注者は、当初請負対象金額が5,000万円以上の工事、低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事（以下「低入札工事」という。）及び仕様書に明記のある工事においては、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。なお、低入札工事において、施工計画書の内容についての重点的なヒアリングを発注者から求められた場合には、応じなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、維持工事等簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 計画工程表
- (2) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む。）
- (3) 施工管理計画
- (4) 安全管理
- (5) 緊急時の体制及び対応
- (6) 交通管理
- (7) 環境対策
- (8) 現場作業環境の整備
- (9) その他

(当初未確定な部分の施工計画書)【追加】

1-1-1-5 施工計画書

4. 当初未確定な部分の施工計画書

受注者は、第1項に示す工事においては、工事着手日（設計図書に定めのある場合を

除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降30日以内)までに未確定な部分(施工方法等の詳細が定まっていない場合等)の施工計画書は作成せず、詳細が確定した段階で、当該部分の施工計画書を作成し、監督員に提出することができるものとする。

(工事实績データの登録)【変更】

1-1-1-6 工事实績データの登録

受注者は、請負代金が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事实績情報システム(コリンズ)に基づき、登録データベース上において、工事实績情報を仮登録したのち、監督員の確認を受けた上で登録をしなければならない。

また、受注時は契約後、登録内容の変更時は変更があった日からしゅん工時は工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

(現場代理人及び主任技術者等)【変更】【追加】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

① 主任技術者又は監理技術者の資格又は実務経験

- ・建設業法第7条第2号ハ、及び同法第15条第2号イ又はハに該当する有資格者(土木施工管理技士等)については、技術者取得資格証明書(技術検定に合格した者については、合格証明書受領までの期間(合格通知書の交付日より半年程度)は合格通知書で可)
- ・建設業法第7条第2号イ又はロ、及び同法第15条第2号ロに該当するものについては、実務経験証明書

② 監理技術者を選任した場合(下請金額の総額が4,500万円以上)は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証(それぞれ表、裏とも)

3. 名札の着用

受注者は、当該工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐に、氏名、会社名、工事名及び顔写真の入った名札を着用させなければならない。名札は、図1-1-1を標準とする。(監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。)

5. 監理技術者補佐

受注者は、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、主任技術者、監理技術者及び低入札技術者とは別に、監理技術者補佐を専任させなければならない。

なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者又は建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者でなければならない。

また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任通知書」を、落札候補者と

なった時点で契約事務担当者へ、工事途中で監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書又は実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるもの（健康保険証等）を提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第1項（1）を準用するものとする。

6. 技術者等の配置

受注者は、一般競争入札及び条件付一般競争入札（総合評価落札方式）対象工事において、入札前に入札参加資格確認資料として提出した配置予定技術者を、当該工事の技術者として配置しなければならない。

また、現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び低入札技術者は、死亡、傷病又は退職等真にやむを得ない場合等を除いて変更することはできない。ただし、やむを得ず変更する場合には、当該入札参加条件に適合した者を選任し、再度審査を受けた後、配置しなければならない。

7. 「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」の適用

受注者は、上記1～6のほか、現場代理人及び主任技術者等に関する取扱い（通知方法、雇用関係、現場代理人の常駐、主任技術者等の専任、他工事との兼務、途中交代等）は、「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」によらなければならない。

（工事の一時中止）【追加】

1-1-1-18 工事の一時中止

4. 「徳島県農林土木工事の一時中止に係るガイドライン（案）」の適用

発注者及び受注者は、上記1～3のほか、工事の全部又は一部の施工について一時中止する場合は、「徳島県農林土木工事の一時中止に係るガイドライン（案）」によるものとする。

（設計図書の変更）【変更】

1-1-1-19 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

なお、発注者又は監督員と受注者は、設計図書の変更に係る業務の円滑化を図るため、「徳島県農林土木工事における設計変更ガイドライン（案）」に基づき、対等の立場で合議し、信義に従って誠実に契約を履行するものとする。

（建設副産物）【変更】

1-1-1-23 建設副産物

2. マニフェスト

受注者は、建設副産物が搬出される工事においては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は受渡確認票（電子マニフェスト）により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。また、産業廃棄物管理票又は受渡確認票の写しを工事しゅん工検査請求書提出時まで監督員に提示しなければならない。

なお、当初契約図書に明記された搬出先から変更があり、かつ、搬出先が建設発生土

処分場である場合は、監督員に建設発生土処分場確認書を提出しなければならない。

4. 再生資源利用計画

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25 建設省令第 19 号）第 8 条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第 2 条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25 建設省令第 20 号）第 7 条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

6. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

7. COBRISの入力方法

受注者は、COBRISの入力において、資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

8. 舗装版切断に伴い発生する排水の処理等

受注者は、舗装版の切断作業を行う場合、切断機械から発生する排水は、排水吸引機能を有する切断機等により回収し、回収した排水については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理しなければならない。

9. 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、一定規模以上の工事においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全

景の写真は、電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

10. 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

11. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

12. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「5. 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「11. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

13. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

(トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用)【変更】

1-1-1-35 工事中の安全確保

7. トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用

受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置又はブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。ただし、監督員との協議により、上空施設への接触事故防止装置付きのトラック（クレーン装置付）を使用できないことが認められた場合は、この限りでない。

(徳島県認定リサイクル製品の使用)【変更】

1-1-1-39 環境対策

9. 環境物品等の使用

受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、国等による環境物品等の調達等に関する法律第10条の規定に基づく「徳島県グリーン調達等推進方針」で定める重点調達品目及び「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を監督員に提出することができる。なお、重点調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基

準を満たすものを使用するものとする。

(建設業退職金共済制度)【変更】【追加】

1-1-1-49 保険の付保及び事故の補償

5. 「建設業退職金共済制度 掛金収納書届出書」の提出

受注者は、「建設業退職金共済制度 掛金収納書届出書」を工事請負契約時に、発注者に提出しなければならない。また、建設業退職金共済証紙等を追加購入した場合も、同様に本届出書を発注者に提出すること。

なお、建設業退職金共済制度に加入した場合には、別に定める標識（シール）を見やすい場所に掲示しなければならない。

(工場の選定)【変更】

1-3-3-2 工場の選定

1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下、「マル適マーク使用承認工場」という。）等）から選定しなければならない。受注者は、選定した工場がマル適マーク使用承認工場である場合、品質管理監査合格証の写しを使用前に監督員に提出しなければならない。

(用語の定義)【追加】

1-1-1-2 用語の定義

49. 電磁的記録

電磁的記録とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(建設資材使用実績報告書)【変更】

2-1-3-1 県内産資材の原則使用

「3. 建設資材使用実績報告書」を削除する。

(法定外の労災保険の付保)

第3条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(工事成績評定の選択制)

第4条 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、

意向確認書を提出するものとする。

- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工期、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

(デジタル工事写真の小黑板情報電子化)

- 第5条** 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。
- 2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について【農林水産部】

徳島県CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/digitalnourin/>

(現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等)

- 第6条** 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。
- 2 受注者は、設計図書のスランプ値の変更に際して、コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督員へ提出し協議するものとする。なお、品質確認方法については、監督員と協議するものとする。

(鉄筋コンクリートの適用すべき諸基準)

- 第7条** 徳島県農林土木工事共通仕様書の「第1編共通編第3章無筋・鉄筋コンクリート第2節適用すべき諸基準1.適用規定」に定める基準類に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を加えることとする。

(1日未満で完了する作業の積算)

- 第8条** 1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、別に定める「1日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
 - 3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
 - 4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

- 5 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

1日未満で完了する作業の積算について（農林土木版）
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5052994/>

（資材価格高騰に対する特例措置）

第9条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

（仮設トイレの洋式化）

第10条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。ただし、当初請負対象金額1千万円未満は、洋式トイレとする。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第11条 本工事は、農林土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第12条 本工事は、情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の試行工事である。

- 2 対象工事等は、次のURL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】
徳島県CALS/EC HP
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

（担い手確保モデル工事【現場閉所型・発注者指定型】）

第13条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手確保モデル工事（現場閉所型・発注者指定型）」であり、別に定める「担い手確保モデル工

事実施要領（以下「実施要領」という。）を適用する。

- 2 本工事は、建設現場の週休2日を確保するために必要となる経費を当初設計金額に計上しており、対象期間において週休2日が達成できなければ、請負代金額の変更によりこの経費を減額する。

担い手確保モデル工事実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/>

（本工事の特記仕様事項）

第14条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

目 次

第 1 章	総 則	-----	1
	第 1 条	一般事項 -----	1
	第 2 条	施工範囲 -----	1
	第 3 条	適用規格 -----	1
第 2 章	機械設備	-----	2
	第 1 条	送水ポンプ -----	2
	第 2 条	弁 類 -----	5
	第 3 条	配管材料 -----	8
第 3 章	試験・検査	-----	9
	第 1 条	材料検査 -----	9
	第 2 条	部品検査 -----	9
	第 3 条	工事検査 -----	9
	第 4 条	現場試運転調整 -----	9
第 4 章	電気設備	-----	10
	第 1 条	一般事項 -----	10
	第 2 条	盤 仕 様 -----	10
	第 3 条	盤仕様明細 -----	11
第 5 章	据付工事	-----	13
	第 1 条	機器据付 -----	13
	第 2 条	配管工事 -----	13
	第 3 条	電気配線工事 -----	13
第 6 章	荷造輸送	-----	14
第 7 章	その他	-----	14

第 1 章 総 則

第 1 条 一般事項

この仕様書は、R 6 阿 耕 経営体 黒地 第 1 揚水機製作据付工事（担い手確保型）に適用するものであり、本工事は特別仕様書、共通仕様書、設計図書に基づいて誠実に履行しなければならない。

特別仕様書、設計図書に記載された事項は共通仕様書に優先するものとする。

第 2 条 施工範囲

本工事は、下記工事区分に記載の工事を全て施工するもので、請負者は設計図書に基づき監督員と細部事項の打合せを行い、詳細な施工図を 部作成し承認後施工すること。

承認図

- (1) 製作仕様書
- (2) ポンプ運転特性曲線
- (3) 全体及び各部構造組立図
- (4) 据付配置図（主・小配管）
- (5) 機械基礎図
- (6) 施工計画書

施工範囲

- (1) 主ポンプ、弁類、操作盤、製作据付工
- (2) 吐出管、製作据付工（図示）
- (3) ポンプ基礎工、配線、配管サポート
- (4) 試運転調整費
- (5) 配管工事は送水管接続フランジまでとする。
（図示）

第 3 条 適用規格

本工事は、次の国内規格に準拠するものとする。

- (1) 日本工業規格 J I S
- (2) 日本電気工業会標準規格 J E M
- (3) 電気規格調査会標準規格 J E C
- (4) 土地改良事業計画設計基準 設計「ポンプ場」
- (5) 水門鉄管技術基準
- (6) 労働安全衛生規則
- (7) その他関係法、規格、基準

第 2 章 機械設備

設備概要

本設備は、貯留池よりの水をポンプ槽設置のポンプにてかんがい用として送水する設備である。

なお、本仕様書に示す機器はもちろん、これの配管については特にウォーターハンマー対策を十分検討し、管路に支障なきよう製作、施工するものとする。

第 1 条 送水ポンプ

第 1 節 送水ポンプ

1. ポンプ本体

(1) 概要

本ポンプは貯留池から取水したポンプにより、パイプラインに圧送するためのものである。

(2) 仕様

形 式	着脱式水中ポンプ
口 径	200 mm
吐 出 量	4.18 m ³ /min
全 揚 程	10.9 m
回 転 数	SS.1800 min ⁻¹
液 質	河川水
電動機出力	15 kW
台 数	2 台

(3) 構造

1) 駆動装置

ポンプはモータと同一軸を有する一体構造のもので、モータは乾式水中形誘導電動機を使用する。

2) ポンプ本体

- ① ポンプ本体は点検の容易な構造とする。
- ② ケーシングは内部圧力及び重量に対して、十分な強度を有すると共に、腐蝕、摩擦に強く且つ、長時間の使用に耐える良質鑄鉄製とする。
- ③ 羽根車は固形物の詰り難い構造とし、材質は良質な鑄鉄製とすること。
- ④ 主軸は良質のステンレス鋼製で、軸径は十分太くモータ軸と一体構造にする。
- ⑤ ポンプの軸受は各種荷重に対して十分な容量を有するもので、長時間の連続運転に耐えること。
- ⑥ ポンプのケーブル貫通部分は完全に止水出来る構造であるとともに、ケーブルのものでジョイント部には直接外力がかからないようにすること。
- ⑦ モータ巻線部の異常温度上昇を検知する昇温検知スイッチを内蔵すること。

(3) 主要部材質

- | | | | |
|----------|---|-----------------|----------|
| 1) ケーシング | : | F C 2 0 0 | または同等品以上 |
| 2) 羽根車 | : | F C 2 0 0 | または同等品以上 |
| 3) 主軸 | : | S U S 4 2 0 J 1 | または同等品以上 |

(4) 付 属 品 (1台につき)

- | | |
|---------------|-----|
| 1) 着脱装置 | 1 組 |
| 2) ガイドパイプ取付金物 | 1 組 |
| 3) 基礎ボルト、ナット | 1 式 |
| 4) 分解工具 | 1 式 |
| 5) その他必要なもの | 1 式 |

2. 電動機

(1) 仕様

形 式	乾式水中モータ
電 力	15 kW
電 圧	200 V
周 波 数	60 Hz
極 数	4 P
回 転 数	1800 min ⁻¹ (同期)
定 格	連 続
起 動 方 式	スターデルタ
台 数	2 台

第2条 弁類

第1節 逆止弁

本弁は、ポンプ吐出側に設けるものとする。

(1) 仕様

形 式	スイング式
口 径	200 mm
台 数	2 台

(2) 構造

本弁は、両フランジ型（JIS 10 K）とする。

本弁は、弁箱に弁体をピン等で接続し、回転が円滑にできるもので、弁にかかる圧力によるバランスをとって、ポンプ停止時衝撃による圧力上昇時に対しても十分耐える強固なものとする。

(3) 主要部材質

1) 弁 箱	:	FC200	または同等品以上
2) 弁 体	:	FC200	または同等品以上
3) 弁 軸	:	SUS304	または同等品以上

第2節 手動仕切弁

本弁は、ポンプ吐出側に設置され維持管理用に使用するものである。

(1) 仕様

形 式	外ネジ式両フランジ型
口 径	200 mm
開閉方式	丸ハンドル式
台 数	3台

(2) 構造

本弁は、外ネジ式両フランジ型 $10\text{kg}/\text{cm}^2$ とし、構造がシンプルで、かつ弁棒ねじ部が流体にふれていない為、長期間の使用に耐え、スムーズな開閉操作が可能なものとする。また、基本寸法は JIS B 2031 に準じたものとする。

(3) 主要部材質

1) 弁 箱	: FC200	または同等品以上
2) 弁 体	: FC200	または同等品以上
3) 弁 座	: SUS304/SUS403	または同等品以上
4) 弁 棒	: SUS304	または同等品以上

第3節 圧力タンク

本圧力タンクは、送水ポンプ吐出管に接続されるものであり、ポンプの自動運転、自動送水用に設置するものである。

(1) 仕様

形 式	自己空気補給式
据付方式	横 形
容 量	6.0 m ³
台 数	1 基

(2) 付属品

1) 基礎ボルト、ナット	1 式
2) 空気補給槽	1 式
3) 点検用マンホール	1 個
4) 圧力スイッチ	1 式
5) 電動弁	1 式
6) その他弁類	1 式
7) 直読式液面計	1 組
8) タンク回り配管	1 式
8) タンク周り配管	1 式
9) 端子箱	1 式
10) その他必要なもの	1 式

第3条 配管材料

第1節

吐出配管は JIS G 3459 配管用炭素鋼鋼管とし、埋設配管 V U 管と取合うものとする。

なお、取合部は図示による。

塗装仕様	施工場所	塗装種類	工程	塗料名	膜厚 (μm)
吐出管	工場	エポキシ系	素地調整	1種ケレン	
			第1層	液状エポキシ樹脂塗料	80 μm
			第2層	液状エポキシ樹脂塗料	80 μm
	合計				160 μm

第2節

フランジ規格は、吐出側 JIS10 kg/cm^2 とする。

第3節

不等沈下等を防止するため、可とう継手等を設けること。

なお、沈下量は 100 mm とする。

第3章 試験・検査

第1条 材料検査

主要部材について行うものとし、試験成績表その他監督員の指示する書類を提出し、承認を受けることにより検査に代えることができるものとする。

第2条 部品検査

材料検査と同じ。

第3条 工事検査

ポンプ及び電動機等の主要機器は、製作工場において組立完了後監督員の立会いの上性能試験を行い、検査記録の承認を受けた後現場に搬入するものとする。

第4条 現場試運転調整

据付等全て完了後監督員の立会いの上、各機器動作試験、試運転調整を行い異常なきことを確認するものとする。

また、これに要する費用は、一切請負者の負担とする。

第4章 電気設備

第1条 一般事項

本機場の電気設備は、ポンプ及び補機類の機能を発揮させるための制御機器その他電気品一式の製作ならびに配線工事等一切の施工を行うもので製作、施工に際しては、確実な運転及び故障の絶無を期するものとする。また、保守点検は容易であり、保安業務上の安全性について十分な配慮をすること。

第2条 盤仕様

(1) 盤構成

ポンプ盤	× 1 面
引込計器盤	× 1 面
付 属 品	× 1 式
予 備 品	× 1 式

(2) 供給電源

本設備は、四国電力により下記の電源の供給を受けるものとする。尚引込柱建柱に当たり外線工事を要する為、電力側、監督員と十分に協議し建柱する

供給電源	:	3 φ	3 W	2 0 0 V	6 0 H z
	:	1 φ	2 W	1 0 0 V	6 0 H z

(3) 配 線

別紙配線図による。

(4) 板 厚

全て2.3t以上とする。

第3条 盤仕様明細

(1) ポンプ操作盤

- | | | | |
|--------------------------|------------------------|---|---|
| 1) 所要面数 | 1面 | | |
| 2) 形式 | 屋内閉鎖鋼板製自立形前面扉付 | | |
| 3) 概略寸法 | 幅700×高さ1800×奥行400 (mm) | | |
| 4) 盤面取付器具 | | | |
| ・名称銘板 | | 1 | 式 |
| ・集合表示灯 (縦2×横9窓) | | 1 | 台 |
| ・電圧計 | | 1 | 台 |
| ・電流計 | | 2 | 台 |
| ・切換スイッチ (手動-自動) | | 1 | 台 |
| ・切換スイッチ (No. 1-交互-No. 2) | | 1 | 台 |
| ・操作スイッチ (停止-運転) | | 2 | 台 |
| ・表示灯 (停止・運転表示) | | 4 | 台 |
| ・運転時間計 | | 2 | 台 |
| ・押釦スイッチ | | 3 | 台 |
| ・ブザー | | 1 | 台 |
| ・その他必要なもの | | 1 | 台 |
| 5) 盤内取付器具 | | | |
| ・配線用遮断器 | 3P 225AF | 1 | 台 |
| ・配線用遮断器 | 3P 50AF | 2 | 台 |
| ・配線用遮断器 | 2P 30AF | 1 | 台 |
| ・漏電遮断器 | 3P 125AF 100mA | 2 | 台 |
| ・電磁開閉器 | | 2 | 台 |
| ・電磁接触器 | | 6 | 台 |
| ・変流器 | 100/5A | 2 | 台 |
| ・避雷器 | | 1 | 台 |
| ・進相コンデンサ | 250μF | 2 | 台 |
| ・盤内照明 | | 1 | 台 |
| ・ドアスイッチ | | 1 | 台 |

・除湿器	1	台
・タイムスイッチ（24時間タイマ）	1	台
・補助継電器	1	式
・限時継電器	1	式
・水位検出器（フロートレススイッチ）	1	式
・端子台	1	式
・その他必要なもの	1	式

第5章 据付工事

第1条 機器据付

着脱バンドは、所定の位置に十分な芯出しを行い、鋼製ウエッジ・ライナーを使用して芯出し調整を行い基礎ボルトを締め付けるものとする。

第2条 配管工事

主配管は、配管後その荷重の多くが接合フランジ面にかからぬ様、要所は配管サポート等により支持を行い、不等な応力が掛からぬ様に施工すること。

各弁類は、全て見やすく取扱いのしやすい場所に集合し、適当な支持金具で固定し運転中振動を生じないようにすること。

第3条 電気配線工事

- (1) 本工事はポンプ場の動力、制御配線工事及び構内引込柱、引込点二次側以降の配線工事とする。但し、最寄の電力会社電柱より引込柱までについては、請負者が四国電力への申請手続きを行うものとする。構内柱は、参考位置とし電力申請後に十分に協議すること。
- (2) 本工事は電気工作物規定等、諸規格に基づき施工するものとし、使用する器具、材料のうち電気用器具取締規則の適用を受けるものは形式承認済のものとする。
- (3) 配線施工に際しては、監督員と十分協議の上その指示に従うものとする。
- (4) 本工事施工に伴う一切の手続きは、請負者の負担に於いて行うものとする。
- (5) 工期内での試運転に伴う電気費用は請負業者にて負担し、引き渡し後支払い先の変更を速やかに行うこと。

第6章 荷造輸送

各機器の荷造りは、厳重に施し、輸送途上及び格納中に破損発錆吸湿等の無いように留意し各製品の現地搬入にあたっては、工場試験合格後あらかじめ輸送計画を監督員と打ち合せ、その指示に従って行うものとする。

第7章 その他

- (1) 工事完了後、直ちに完成図書を2部作成し提出すること。
- (2) 試運転調整時には指導員を派遣し、その指導にあたる。
- (3) 本設計は、参考とし現地状況に応じ監督員と協議し施工すること。